

内容を十分にお読みください！

## 重要事項説明書（コープのガソリンカードに関する重要なお知らせ）

### 【契約内容について】

1. 契約内容の詳細はコープのガソリンカード約款（以下「約款」という）に従うものとします。また生協は約款を、書面、ホームページの掲示など生協が適当と判断する方法によりこれを提供します。
2. 生協が必要と判断した場合は約款を変更します。変更する場合は、書面、電子メール、ホームページでの掲示など生協が適当と判断する方法により効力発生時期を定めて組合員に周知します。
3. カードを利用できるのは申し込みをした組合員本人およびその組合員と同一の世帯の方に限ります。（以下、併せて「組合員等」という。）
4. 組合員は、カードを最大3枚まで申し込みできます。
5. 組合員等は、組合員等以外の第三者に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供等を一切してはなりません。
6. 組合員等はカードの紛失、盗難および破損、磁気不良その他カードが利用できない事由が発生した場合、ただちに生協に連絡するものとします。この場合、組合員が生協に連絡した時点で約款第10条第1項の解約届け出をしたものとみなします。ただし組合員が、引き続き本サービスの利用を希望するときは、あらためて約款第2条第1項で定める申し込みをしていただくことで、カードをあらためて発行いたします。

### 【契約期間と契約更新について】

7. 利用契約の期間は、お申し込み日よりカード券面に記載されている有効期限の期日までとなります。
8. 有効期限が到来した場合、生協が適当と認めた場合には利用契約を更新し、組合員に更新カードを送付します。更新後の契約期間は、更新カード券面に記載されている有効期限の期日までとなります。
9. 有効期限が到来する月の3か月前の月から遡って5か月の間にカードの利用がないときは、利用契約を更新せず組合員に更新カードを送付いたしません。

例)

4月	.....	8月	9月	.....	12月
← 5か月の間のカード利用有無を判定 →			有効期限月3か月前		有効期限月

12月がカード有効期限月の場合

4月～8月の5か月間でカード利用があれば、有効期限月までに更新カードを送付します。

10. 組合員は有効期限を経過したカードを自らの責任においてただちに切断・破棄していただきます。

### 【利用料金等について】

11. 料金の算定期間は組合員が毎月1日から末日までの期間に利用した料金とし翌月25日までに請求します。ただし給油所や小売り会社の都合により一部の料金データが遅れ、翌々月に算定、請求する場合があります。
12. 利用料金は、宅配をご利用いただいている組合員は、宅配商品代金と合わせてお支払いいただきます。宅配をご利用でない組合員はあらかじめ指定した支払方法（口座振替もしくはクレジットカード）でお支払いいただきます。

13. 請求金額は、宅配をご利用いただいている組合員は、毎月第3回の配送時にお渡しする請求明細書でお知らせいたします。宅配をご利用いただいていない組合員は、「eフレンズ登録」していただき、「マイページ」でお知らせします。なお、書面での請求書が必要な場合は、請求書の郵送サービスが有料（郵送料：110円/月 税込）で利用できます。

#### 【解約等について】

14. 組合員が契約を解約するときは、生協所定の様式に従って生協に届け出ていただきます。
15. 生協は組合員が次のいずれかの事由に該当する場合、契約をただちに解約することができます。
- ①支払方法が口座振替の場合に、この利用契約に基づく支払債務またはそれ以外の生協に対して負う一切の支払債務（宅配利用代金等）について、組合員が次のいずれかの事由に該当する場合。
    - イ) 約款第6条第2項に定める算定期間内に合計3万円（税抜）以上利用し、かつ口座振替の支払期日に支払わない場合。
    - ロ) 口座振替の支払期日および同月内の再振替日に支払わない場合（ただし、金融機関により再振替がない場合は、ロ）は適用されません。）
    - ハ) 口座振替の支払期日を30日経過してなお支払わない場合。
  - ②支払方法がクレジットカード払いの場合に、この利用契約に基づく支払債務またはそれ以外の生協に対して負う一切の支払債務（宅配事業の利用代金等）について、「組合員の商品代金等支払いに関する約款」第4条第2項に基づき、生協からの直接請求に切り替わったときに、組合員が次のいずれかの事由に該当する場合。
    - イ) 約款第6条2項に定める算定期間内に合計3万円（税抜）以上利用し、かつ生協からの直接請求において生協が指定する支払期日に支払わない場合。
    - ロ) 生協からの直接請求において生協が指定する支払期日を30日経過してなお支払わない場合。
  - ③転売、貸し付け、質入れ、組合員等または第三者の事業を目的とした商品等の購入を行っていたことが疑われる場合。
  - ④商品等の代金等の未払いその他の理由により、「組合員の商品代金等支払いに関する約款」に基づき受注停止となった場合。
  - ⑤本サービスを、約款第6条第2項に定める算定期間内に合計5万円（税抜）以上利用した場合。ただし生協が適切と認めた場合はこの限りではありません。
  - ⑥約款第2条第3項各号に該当する場合、その他本サービスの継続的利用に関して生協が適切でないとして認めた場合。
  - ⑦組合員等が約款で定める条項に違反した場合。

#### 【個人情報の取り扱いについて】

16. 生協は、組合員に係る氏名、名称、住所、連絡先の電話番号等の情報を、ガソリンカードに係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

お問い合わせ先 大阪いずみ市民生活協同組合  
組合員サービスセンター  
電話番号 0120-031-001

受付日時 月～金：9：00～21：30  
土：9：00～20：00